

議案第1号

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

平成30年2月20日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則（平成27年茂原市教育委員会規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「保管」の次に「並びに公印の管守」を加える。

第9条を次のように改める。

（使用許可の変更等）

第9条 文化会館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使
用を取り消すとき、又は許可に係る事項を変更しようとするときは、茂原市東部台文化
会館使用取消（変更）申請書（別記第6号様式）に使用許可書を添えて、使用日の前日
までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、こ
れによらないことができる。

2 使用許可の変更は、文化会館の施設の管理運営上支障がない場合に限り許可する。

第10条中「文化会館の施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）」を
「使用者」に改める。

第14条第2項ただし書中「前項」の次に「第2号及び」を加える。

第16条第1項中「条例第11条ただし書」を「前条」に改める。

第21条を次のように改める。

(販売行為等の禁止)

第21条 文化会館の施設及びその敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、販売行為等承認申請書（別記第12号様式）を教育委員会に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第12条）

音楽ホール附属設備使用料

品名		単位	1回の使用料 (単位：円)
照明設備	調光装置	1式	3,240
	操作卓	〃	1,080
	ボーダーライト	〃	2,160
	第1サスペンションライト	1台	210
	第2サスペンションライト	〃	210
	アッパーホリゾントライト	1式	1,080
	ロアーホリゾントライト	〃	1,080
	サイドフロントライト	1台	210
	センターピンスポットライト	〃	540
	天井反射板ライト	1式	2,160
	コンダクターライト	1台	540
	シーリングライト	1式	2,160
	舞台効果器	1台	1,080
音響設備	調整卓	1台	1,080
	MDデッキ	〃	860
	CD-RWプレーヤ	〃	1,080
	カセットテープデッキ	〃	860

	ポータブルミキサー	〃	1,080
	グラフィックイコライザー	1台	860
	デジタルリバーブ	〃	860
	手動式3点吊りマイク	1基	640
	ステージスピーカー	1台	320
	ステージモニタースピーカー	〃	540
	ダイナミックマイクロホン	1本	640
	ワイヤレスマイクロホン	〃	1,080
	卓上マイクロホン	〃	860
	マイクスタンド	〃	430
舞台設備	絞り ^{どん} 緞帳	1張	1,080
	吊り物 ^つ バトン	1列	320
	バック幕	1枚	540
	ホリゾン ^つ ト幕	〃	540
	平台	1台	210
	開き足	〃	100
	箱足	〃	100
	ヒナ段蹴 ^つ 込パネル	1式	540
	演台	〃	1,080
	指揮者台	1台	320
	指揮者譜面台	1脚	210
	演奏者譜面台	〃	100
	譜面灯	1灯	100
	コントラバス用椅子	1脚	100
国旗、市旗	1枚	100	
楽器	ピアノ（ヤマハCF）	1台	5,400
	〃（スタインウェイD-274）	〃	8,640
その他	16ミリ映写機	1式	2,160

	プロジェクター（レンズ付き）	1 台	2,160
	小型プロジェクター	〃	1,080
	B D / D V D プレーヤ	〃	1,080
	映写スクリーン	1 式	1,080
	持込機器用電源	1 キロワット	100

備考

持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。

別記第1号様式から第11号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第7条第1項）

茂原市東部台文化会館使用許可申請書

受付番号

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

TEL

次のとおり東部台文化会館の施設を使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
使 用 施 設	1階		2階		3階	
使 用 目 的					使用予定 人員	名
追 加 日 時	月 日 ()		日 ()		日 ()	
			時 分 ~		時 分	
	月 日 ()		日 ()		日 ()	
			時 分 ~		時 分	
使 用 料	基本使用料	円	部 屋 名 及 び 収 容 人 員	1階	第1会議室30名 和室20名	
	減免額 (5割・10割)	円		2階	娯楽室10名 集会室12名 調理実習室20名 第2会議室30名 トレーニング室10名 音楽室20名	
	小 計	円		3階	音楽ホール338名 第3会議室50名 和室15名 研修室7名 相談室8名	
	加算・調整額	円				
	合 計	円				

※ 申請者欄及び太線の中を記入してください。

第2号様式（第7条第1項）

茂原市東部台文化会館音楽ホール使用許可申請書

受付番号

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

TEL

次のとおり東部台文化会館音楽ホールを使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分		
使 用 施 設	ホール・会議室・和室・研修室・相談室		
音楽ホール付属 設備使用品	ピアノ使用有・無（スタインウェイ・ヤマハ） その他		
入 場 料	有（ 円） ・ 無		
使 用 目 的		使用予定 人員	名
備 考			
使用料	音楽ホール	円	部屋名及び収容人員（3階）
	音楽ホール付属設備	円	
	減免額 (3割・5割・10割)	円	
	小 計	円	
	加算・調整額	円	
	合 計	円	
			音楽ホール 338名 第3会議室 50名 和室 15名 研修室 7名 相談室 8名

※申請者欄及び太線の中を記入してください。

第3号様式（第7条第1項）

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可申請書

受付番号

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

T E L

次のとおり東部台文化会館体育センターを使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用目的及び種目	
使 用 備 品	
使 用 予 定 人 員	名
追 加 日 時	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
基本使用料	円
減 免 額	円
小 計	円
加算・調整額	円
合 計	円

※ 申請者欄及び太線の中を記入してください。

第4号様式（第8条）

茂原市東部台文化会館使用許可書

受付番号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第8条の規定により、次のとおり東部台文化会館の使用を許可します。

施設使用日	使用時間	施設名	基本料	受付番号
使用目的 及び種目				
備考				
基本使用料	減免額	加算額	調整額	使用料
円	円	円	円	円
許可条件				

第5号様式（第8条）

受付番号

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可書

使用日時	年 月 日		時まで		
使用目的及び種目					
使用予定人員	名				
基本使用料	円	減 免 額	円		
加 算 額	円	調 整 額	円		
使用料	円				
備 考	使用日	使用時間	受付番号	使用予定人員	使用料

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第8条の規定により、上記のとおり東部台文化会館体育センターの使用を許可します。

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

茂原市東部台文化会館使用取消(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり東部台文化会館の使用を取消（変更）します。

受付番号			
取消・変更 年 月 日	変更前	年 月 日()	時 分 ~ 時 分
	変更後	年 月 日()	時 分 ~ 時 分
取消・変更 施 設	変更前		
	変更後		
理 由			

茂原市東部台文化会館使用許可取消・中止書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付（受付番号 ）で許可した茂原市東部台文化会館の使用について、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第11条の規定により、次の理由のとおり許可の取消（中止）をします。

理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

茂原市東部台文化会館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

申請者 住 所
団体名
氏 名 印
T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用年月日	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
使用施設	
使用目的	
申請理由	
使用料	円

第 9 号様式（第14条第 3 項）

茂原市東部台文化会館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった使用料の減免について、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第 1 4 条第 3 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

使用年月日	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
使用施設	
使用料	円
減免額	円
納付額	円
備考	

第10号様式（第16条第1項）

茂原市東部台文化会館使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

使用年月日	年 月 日()	時 分 ~	時 分
使用施設			
申請理由			
既 納 額	円		
還付申請額	円		

※使用料を納付したことを証する書類を添付してください。

茂原市東部台文化会館使用料還付可否決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった還付の申請につき、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第16条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

還付する場合	還付額 円
還付しない場合	還付しない理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式（第21条）

販売行為等承認申請書

受付番号

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

印

T E L

東部台文化会館の施設及び敷地内において、次のとおり販売行為等をしたいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第21条の規定により申請します。

行為日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
行為場所	
行為の種類 (該当の項目に ○をつける)	① 物品の販売 ② 広告・宣伝 ③ 印刷物の配布 ④ ポスター・張り紙 ⑤ 寄付募集 ⑥ その他 ()
行為の内容	
行為の目的	
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、従前の規則の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

提案理由 新たに購入した備品の使用料の設定及び事務の見直し等に伴い、所要の改正を行うものです。